

平成29年6月16日  
中部地方整備局

## 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社駒井ハルテック 大阪府大阪市西区立売堀4丁目2番21号

## 2. 指名停止措置期間：平成29年6月16日から平成29年7月27日まで（6週間）

## 3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

## 4. 事実概要

(株)駒井ハルテックが、受注した「平成28年度 名二環春田5高架橋北鋼橋脚工事」において、平成29年2月6日に鋼橋脚を工場内の組立て作業場にて、ウェブ面上にリブを立てるウェブパネル組立作業を行っていた時に発生した事故である。

組立作業開始時には、リブ四隅の仮付け溶接と鋼管による転倒防止装置でリブを固定した状態であったが、リブの取付角度を調整するため転倒防止装置は取り外されていた。また、転倒防止のためにクレーンでリブを吊り下げずに作業を行ったため、仮付け溶接だけでは支えることができず、被災者の後頭部を覆うように倒れ、頸椎と脳幹部を損傷し、死亡した。

## 5. 指名停止措置理由

(株)駒井ハルテックの安全管理措置が不適切であったため、工事関係者の死亡事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切②より生じた工事関係者事故)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、6週間とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第1&gt;

措置要件	期間
(安全管理の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴  
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138